

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目33番8号

氏 名 日本貨物鉄道株式会社
代表取締役 犬飼 新

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 令和6年（2024年）3月5日
許可の有効年月日 令和7年（2025年）11月14日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

特別管理産業廃棄物の種類

燃 え 殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚 泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃 油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃 酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ポリ塩化ビフェニル汚染物

ポリ塩化ビフェニル処理物

廃水銀等

廃水銀等を処分するために処理したもの

（裏面へ）

鉍 さ い（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ば い じ ん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年11月15日 更新許可

令和4年 8月 4日 変 更 届 代表者の変更

令和6年 3月 5日 変更許可 特別管理産業廃棄物の種類（汚泥（ダイオキシン類））の追加
以下余白

5. 積替え許可の有無
無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無
有